

(4) 組織及び職員構成 (令和3年度)

	所長	業務課	計
獣医師	1	4	5
事務吏員		2	2
事務吏員(技術系)		6	6
事務補助員		1	1
計	1	13	14

* 鳥獣保護センターと兼務

2 業務の内容

(1) 動物愛護センターは動物愛護精神の高揚を図り、もって人と動物が共生する潤いある社会づくりに寄与することを任務とし、次の事務を所掌する。

- ① 動物の愛護および適正飼養についての普及啓発に関すること。
- ② 動物の保護管理及び動物による危害の防止に関すること。
- ③ 犬及び猫の引き取りに関すること
- ④ 負傷動物の収容措置に関すること。
- ⑤ 収容した動物の返還、譲渡及び殺処分に関すること。
- ⑥ 地域猫の手術に関すること。
- ⑦ 狂犬病予防対策に関すること。
- ⑧ 動物由来感染症等の調査研究に関すること。
- ⑨ その他任務の達成に必要なこと。

(2) 鳥獣保護センターは、傷病鳥獣の救護及び鳥獣保護思想の普及を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- ① 傷病鳥獣の治療及び機能回復に関すること。
- ② 鳥獣保護に関する調査研究に関すること。
- ③ その他任務の達成に必要なこと。